# お城下町まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定書はお城下町(上土町、緑町、縄手)の区域において各まちの 個性を尊重し、住民の相互理解と協力のもとに、建物及びその敷地等(以 下「建物等」という。)の整備に関する事項その他の事項を協定し、お城 下町の歴史的なまちなみにふさわしい生活環境の整備改善を図ることを 目的とする。

(名称)

第2条 この協定書は、お城下町まちづくり協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、お城下町の区域内で生活する者及び営業を営む者等の2/ 3以上の合意により締結する。(以下協定を締結した者を「協定者」とい う。)

(協定の変更)

第4条 この協定に係わる協定区域(以下「協定区域」という。)、建物等の整備に関する事項、その他の事項を変更しようとするときは、協定者の2/ 3以上の合意によらなければならない。

(協定区域)

第5条 協定区域は上土町、緑町、縄手とし、別図に示す区域とする。

(建物等の整備に関する事項)

- 第6条 (1) 建物を改修又は新たに設ける場合は道路、通路等に面してオープン なスペースを確保する。
  - (2) 敷地については周辺に植樹を行い、緑化を心がける。
  - (3) 建物等を新たに設ける場合は、隣接する高度地区に準じて高さを 18m以内とする。

(建物等の維持管理に関する事項)

第7条 協定に沿って整備された建物等にあっては、第6条で規定する整備内容 が維持されるよう管理に努めることとし、それ以上の建物にあっては同程 度の整備内容を目標として維持修繕に努めることとする。

(地区施設の維持管理等に関する事項)

第8条 松本市が街なみ環境整備事業に従って整備した地区施設等について、別の管理協定等により協定者が維持管理を行うこととされた場合は、当該協定者は適正な維持管理に努めるものとする。その際、管理方法、管理に要する経費等については、当該管理協定等において定められた内容によるものとする。

### (委員会)

- 第9条 (1)協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
  - (2)委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

## (有効期間)

- 第10条 協定の有効期間は協定締結の日から10年以上とし、第7、8条に定める地区内の建物等及び地区施設の維持管理の必要性を勘案して委員会が 定める。
- 第11条 この協定に規定するもののほか、必要な事項は別途委員会が定める。

### (付則)

- 1 この協定は平成 5年12月20日から施行する。
- 2 この協定は平成24年 9月 4日から施行する。

### 別図 お城下町まちづくり協定区域

